

令和6年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

1 健全化判断比率

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によるもの)

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	11.26	20.00
② 連結実質赤字比率	—	16.26	30.00
③ 実質公債費比率	5.3	25.0	35.0
④ 将来負担比率	25.6	350.0	

- ・①実質赤字比率は「なし」ですが、黒字の程度は5.43%です。
- ・②連結実質赤字比率は「なし」ですが、黒字の程度は8.87%です。
- ・早期健全化基準は、市町村の財政規模等により設定された数値で、この基準を超えた場合は、財政健全化計画の策定等が必要になります。
- ・財政再生基準は、市町村に設定された数値で、この基準を超えた場合は、財政再生計画の策定等が必要になります。

2 資金不足比率

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によるもの)

(単位：%)

区 分	下水道事業等会計	太陽光発電事業特別会計	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

- ・各会計とも資金不足は発生していないため、資金不足比率は「なし」です。

上記のとおり、令和6年度決算に基づく指標は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回る結果となっています。

令和7年度以降につきましても、引き続き健全な財政運営に努めます。

算定方法

$$\text{①実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額
一般会計及び特別会計のうち、普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 標準財政規模：49,207,316千円（令和6年度）

$$\text{②連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：アとイの合計額がウとエの合計額を超える場合の当該超える額
 - ア 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - イ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ウ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - エ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{③実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \quad \text{(3か年平均)}$$

- 準元利償還金
満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額、一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもののほか

$$\text{④将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

- 将来負担額
一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額ほか

(公営企業)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額＝（流動負債＋建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
- 事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額